

1-1 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号、昭和 53 年 7 月環境庁告示第 38 号、平成 9 年 2 月環境庁告示第 4 号、平成 21 年 9 月環境省告示第 33 号を元に作成)

物質	環境上の条件	設定日	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	S48.5.16	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	S48.5.8	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	S48.5.8	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	S48.5.8	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	S53.7.11	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	H21.9.9	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	H9.2.4	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	H30.11.19	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	H9.2.4	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	H13.4.20	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

	項目	基準値	測定方法
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
2	全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
3	鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65. の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
5	砒（ひ）素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
8	P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

	項目	基準値	測定方法
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
19	チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
20	シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
23	セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 又は 42.2.6 に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
25	ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
26	ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。			
3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年 2 月環境省告示第 5 号）

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川（1）河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	1 千種川上流（千種町室橋から上流） 2 岸田川上流（岸田川発電所放流水合流点より上流） 3 矢田川上流（秋岡橋から上流）
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1 猪名川上流（箕面川合流点より上流） 2 武庫川上流（三田市大橋より上流） 3 加古川上流（篠山川合流点より上流） 4 市川上流（仁豊野橋より上流） 5 夢前川上流（蒲田橋より上流） 6 揖保川上流（林田川合流点より上流） 7 千種川下流（千種町室橋から下流） 8 円山川上流（出石川合流点より上流） 9 岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点より下流） 10 矢田川下流（秋岡橋より下流） 11 竹野川（全域） 12 佐津川（全域）

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	1 猪名川下流(1) (箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、 藻川分岐点から藻川合流点を除く) 2 神崎川 (安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流 (三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流 (伊川合流点より上流) 5 加古川下流 (篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流 (山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流 (仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流 (蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流 (林田川合流点より下流) 10 円山川下流 (出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川 (吞吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流 (保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	1 武庫川下流 (仁川合流点より下流) 2 明石川下流 (伊川合流点より下流) 3 伊川 (伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流) 4 庄下川 (本流全域) 5 昆陽川 (本流全域) 6 夙川 (本流全域) 7 船場川下流 (保城橋から下流) 8 別府川 (本流全域)
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2) (藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川 (本流全域)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	1 福田川 (本流全域) 2 谷八木川 (本流全域)

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 種類	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
測定方法		規格 12.1 に定める方 法又はガラ ス電極を用 いる水質自 動監視測定 装置により これと同程 度の計測結 果の得られ る方法	規格 21 に 定める方法	付表 9 に掲 げる方法	規格 32 に 定める方法 又は隔膜電 極若しくは 光学式セン サを用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	付表 10 に 掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 7 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

1 河川 (1)河川 (湖沼を除く。)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 猪名川(1) (ゴルフ橋 (虫生地点) より上流に限る。)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 猪名川(2) (ゴルフ橋 (虫生地点) より下流に限る。) 2 神崎川 (安威川及び猪名川を除く。)
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年 2 月環境省告示第 5 号）

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	—
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1 千苅水源池（千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域）
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 17 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極若し くは光学式セ ンサを用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	付表 10 に掲 げる方法	

1 河川 (2)湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
備考							
1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
2 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。							
3 水道 3 級を利用目的としている測定点（水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。							
4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。							
5 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表２ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

１ 河川 （２）湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 酸	
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	—
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	１ 千叡水源池（千叡ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（令和 7 年度）全 ^{りん} 酸 0.019mg/L
Ⅲ	水道３級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
Ⅳ	水産２種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	—
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	—
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（規格 45 の備考 3 を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	規格 46.3（規格 46 の備考 9 を除く。２イにおいて同じ。）に定める方法	

1 河川 (2)湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)
イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 磷	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全 ^{りん} 磷(りん)の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表２ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

１ 河川 （２）湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1 河川 (2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	—
測定方法		規格32に定める方法 又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

1-2 水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年 2 月環境省告示第 5 号）

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 自然環境保全 及び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されない こと。	1～3 大阪湾(3)～(5) 4 播磨海域(13) 5 播磨灘北西部 6 淡路島西部・南部海域 7 山陰海岸地先海域
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	1 大阪湾(2) 2 洲本港(2) 3 播磨海域(11) 4 播磨海域(12) 5 津居山港海域
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	1 大阪湾(1) 2 洲本港(1) 3 津名港 4 兵庫運河 5～14 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 17 に定める 方法（ただし、 B 類型の工業用 水及び水産 2 級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はアル カリ性法）	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	付表 10 に掲げる 方法	付表 14 に掲げる 方法	

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
備考							
1 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD (O}_2 \text{ mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL） (b)：蒸留水について行った空試験値（mL） f Na ₂ S ₂ O ₃ ：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価							
2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。							
3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。							

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表２ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

２ 海域

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 酸	
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 ２種及び３種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	－
Ⅱ	水産１種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 ２種及び３種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	１ 大阪湾（ハ） ２ 播磨灘北西部 ３ 播磨海域（二） ４ 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産２種 及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種 を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	１ 大阪湾（ロ） ２ 播磨灘（イ） ３ 播磨灘（ロ） ４ 播磨灘（ハ）
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	１ 大阪湾（イ）
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備 考				
１ 基準値は、年間平均値とする。				
２ 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- １ 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- ２ 水産１種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産２種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
- 水産３種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- ３ 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

2 海域
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 大阪湾（全域。ただし、大阪湾㊦、㊧、㊨に係る部分を除く。） 2 播磨灘北西部（全域。ただし、播磨灘北西部㊦に係る部分を除く。）
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	1 大阪湾㊦ 2 大阪湾㊧ 3 大阪湾㊨ 4 播磨灘北西部㊦
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

別表２ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

２ 海域

工

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	1 大阪湾奥部
測定方法		規格 32 に定める方法 又は付表 13 に掲げる方法	
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

1-3 瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度（令和元年 10 月 25 日兵庫県告示第 513 号）

項目 類型	全窒素	全 ^{無機} 磷	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3 mg/L	0.02～0.03 mg/L	1 大阪湾(ハ) 2 播磨灘北西部 3 播磨海域(二) 4 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6 mg/L	0.02～0.05 mg/L	1 大阪湾(ロ) 2 播磨灘(イ) 3 播磨灘(ロ) 4 播磨灘(ハ)
Ⅳ	0.2～1 mg/L	0.02～0.09 mg/L	1 大阪湾（イ）

1-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号、最終改正令和 3 年 10 月環境省告示第 63 号）

	項目	基準値	測定方法
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
2	全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2（規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
3	鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。） 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 K0102 の 65. の備考 11 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
5	砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
8	P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法

	項目	基準値	測定方法
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
20	チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
21	シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
24	セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c）（注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
27	ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

項目	基準値	測定方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

1-5 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号、最終改正令和2年4月環境省告示第44号）

	項目	環境上の条件	測定方法
1	カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
4	鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
5	六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
6	砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
7	総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
9	P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
10	銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
11	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

	項目	環境上の条件	測定方法
12	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
16	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
19	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
20	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
22	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
23	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
24	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
25	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
26	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
27	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
		規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものをを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
28	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
		規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考		
1		
環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		
2		
カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。		
3		
「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
4		
有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。		
5		
1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

1-6 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号、最終改正令和 2 年 3 月環境省告示第 35 号）

地域の類型	基準値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	都道府県知事が指定（市の区域内の地域は市長）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- （注） 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

※騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

1-7 自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月総理府令第15号、最終改正令和2年3月環境省令第9号）
（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令）

	区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

1-8 道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号、最終改正平成 23 年 11 月環境省令第 32 号）
（振動規制法施行規則別表第 2）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。 一 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 二 第 2 種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 （2 以下略）		

1-9 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号、最終改正令和 2 年 3 月環境省告示第 35 号）

平成 25 年 4 月 1 日施行（平成 19 年 12 月環境省告示第 114 号により改正）

地域の類型	基準値 （評価指標：Lden 単位：デシベル）
I 専ら住居の用に供される地域	57 デシベル以下
II I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62 デシベル以下

※参考 平成 25 年 3 月 31 日まで

地域の類型	基準値 （評価指標：W 値 単位：WECPNL）
I 専ら住居の用に供される地域	70 以下
II I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

1-10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月環境庁告示第 46 号、最終改正平成 12 年 12 月環境庁告示第 78 号）

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

1-11 ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月環境省告示第 89 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

（注）

- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

1-12 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（昭和 48 年 4 月 1 日 告示第 544 号の 35）

		敷地境界の規制基準（ppm）			排出口の 規制基準項目	排出水の 規制基準項目
		規制基準項目	順応地域	一般地域		
1	アンモニア	○	5	1	○	
2	メチルメルカプタン	○	0.01	0.002		○
3	硫化水素	○	0.2	0.02	○	○
4	硫化メチル	○	0.2	0.01		○
5	二硫化メチル	○	0.1	0.009		○
6	トリメチルアミン	○	0.07	0.005	○	
7	アセトアルデヒド	○	0.5	0.05		
8	プロピオンアルデヒド	○	0.5	0.05	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド	○	0.08	0.009	○	
10	イソブチルアルデヒド	○	0.2	0.02	○	
11	ノルマルバレルアルデヒド	○	0.05	0.009	○	
12	イソバレルアルデヒド	○	0.01	0.003	○	
13	イソブタノール	○	20	0.9	○	
14	酢酸エチル	○	20	3	○	
15	メチルイソブチルケトン	○	6	1	○	
16	トルエン	○	60	10	○	
17	スチレン	○	2	0.4		
18	キシレン	○	5	1	○	
19	プロピオン酸	○	0.2	0.03		
20	ノルマル酪酸	○	0.006	0.001		
21	ノルマル吉草酸	○	0.004	0.0009		
22	イソ吉草酸	○	0.01	0.001		

（注）順応地域：主として工業の用に供される地域でその他悪臭に対する順応が見られる地域

一般地域：順応地域以外の地域

1-13 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※
測定方法		付表1の第1に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102の17に定める方法	付表2に定める方法

(注)判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1)「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が1以上あるもの。
- (2)油膜が認められたもの。